

<p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性</p> <p>二 使用材料と生体組織、細胞、液体及び検体との間の適合性</p> <p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>JIS T 14971 医療機器ーーリスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>化学ハザード／生物学的ハザード／ウイルス化学ハザード／化学的ハザード／空気、皮膚、環境、又は特性(例えば異質の材料の曝すこと)／分解物質／生物学的不適合(禁忌)／化学構成物質の毒性／アルギー、刺激性／生物学的不適合(禁忌)／化学構成物質の毒性／発熱操作ハザード／機能ハザード／機能の喪失又は悪化</p> <p>・過剰な出血 ・人工血管からの血漿 ・人工血管漏出 ・人工血管周囲の血腫・血栓症 ・発熱 ・人工血管の亀裂・解離 ・動脈瘤またはその破裂</p>
<p>2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器ーーリスクマネジメントの医療機器への適用</p>	
<p>3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び開運する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿つて当該医療機器の性能が維持されねばならない。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器ーーリスクマネジメントの医療機器への適用</p>	

4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の使用安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	
5 医療機器は、当該医療機器から漏出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	
(微生物汚染等の防止)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令」 第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)にに対する感染の危険性がある場合、これららの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	化学ハザード／生物学的ハザード／ウイルス

2 医療機器に生物由來の物質が組み込まれて いる場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選 択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、 試験及び制御手順により、感染に関する危険性 を、合理的かつ適切な方法で低減しなければ ならない。	3 医療機器に組み込まれた非ヒト由來の組織、 細胞及び物質（以下「非ヒト由來組織等」とい う。）は、当該非ヒト由來組織等の使用目的に応 じて歴医学的に管理及び監視された動物から採 取されなければならない。製造販売業者等は、 非ヒト由來組織等を採取した動物の原産地に開 示する情報を保持し、非ヒト由來組織等の処理、保 存、試験及び取扱いにおいて最高の感染症病原体対 策を、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策 のため、当該医療機器の製造工程においてそれらの 除去又は不活性化を図ることにより安全性を確 保しなければならない。	4 医療機器に組み込まれたヒト由來の組織、細 胞及び物質（以下「ヒト由來組織等」という。）は、 適切な入手先から入手されたものでなければな らない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由來 の物質の選択、ヒト由來組織等の処理、保存、 試験及び取扱いにおいて最高の感染症病原体対策 を、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策 のため、当該医療機器の製造工程においてそれらの 除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなけ れなければならない。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した 医療機器は、販売時及び製造販売する時に当該医 療機器の特別な条件で輸送及び保管するよう に設計、製造及び包装されなければならない。

<p>6 減菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点での無菌であり、製造販売業者によって指示された上で無菌状態が維持され、かつ、再度用が不可能であるようになります。</p>	<p>薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理(GMP/QMS)に関する省令及び告示の制定及び改廃について(平成17年3月30日 薬食監麻発第0330001号) 第4章 第4 減菌パリデーション基準 ISO 11607:2003 Packaging for terminally sterilized medical devices EN 868:1997 Packaging materials and systems for medical devices which are to be sterilized. General requirements and test methods</p>	<p>化学ハザード／生物学的ハザード／ウイルス</p>
<p>7 減菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている。適切な方法により減菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。</p>	<p>薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理(GMP/QMS)に関する省令及び告示の制定及び改廃について(平成17年3月30日 薬食監麻発第0330001号) 第4章 第4 減菌パリデーション基準 JIS T 0993 医療機器の生物学的評価 ISO 11134:1994 Sterilization of health care products — Requirements for validation and routine control — Industrial moist heat sterilization ISO 11135:1994 Medical devices — Validation and routine control of ethylene oxide sterilization ISO 11137:1995 Sterilization of health care products — Requirements for validation and routine control — Radiation sterilization ISO 13683:1997 Sterilization of health care products — Requirements for validation and routine control of moist heat sterilization in health care facilities</p>	<p>化学ハザード／生物学的ハザード／ウイルス</p>
	<p>8 減菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。</p>	<p>「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」 EN 60068 Environmental testing</p>

<p>9 非滅菌醫療機器の包装は、当該醫療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならぬ医疗機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮したものでなければならない。</p> <p>10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによつてそれぞれが区別できるようにしなければならない。</p>	<p>(製造又は使用環境に対する配慮)</p> <p>医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合せて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合せは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならぬ。</p> <p>JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用 添付文書の記載要領について(平成17年3月10日 業食発第0310003号)</p> <p>医療提供者／心理状態 医療提供者／思考 医療提供者／行為 医療提供者／作業状態 作業特性／作業自体の特性／熟練した技術、高いスキルを要する作業特性／迅速かつ完全に作業を行つた 作業特性／作業自体の特性／迅速かつ完全に作業を行つた という二重目標が高い かつた 作業特性／作業自体の特性／非常に細かい作業であった 作業特性／時間関係 ハードウェア／医療機器・器具・物／欠陥品、不良品</p>

第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されなければならない。	<p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 EN 60068 Environmental testing</p> <p>一 物理的に予測可能な危険性</p> <p>二 合理的に関連する危険性</p> <p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある危険性</p> <p>四 原材料、物質及びガスとの同時使用に関する危険性</p> <p>五 検査体を誤認する危険性</p> <p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p> <p>七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p> <p>八 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘導物質に接觸して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p> <p>九 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>
(測定又は診断機能に対する配慮)	<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>

2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方針に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られない。設計及び製造されなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。		
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適合性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。		
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。		
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。		
(放射線に対する防御)		
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。		
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。		

3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していかなければならない。						
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。						
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに握付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されなければならない。						
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らし、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。						
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。						
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。						

(能動型医療機器に対する配慮)

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に關連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。

2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。

3 医療機器は、雜音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雜音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雜音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。

4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部には、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。

5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部には、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)

第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。

2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能ならなければならない。	3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これららの情報は、使用者(医療機器の使用にあたつて患者の安全及び健常等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとつて、容易に理解できるものでなければならぬ。	(自己検査医療機器等に対する配慮)	
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されなければならない。	2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取り扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用的危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。	3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	<p>医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号 平成17年3月10日) JIS T 1497 医療機器ーーリスクマネジメントの医療機器への適用 EN1041:1998 Information supplied by the manufacturer with medical devices</p>	<p>(性能評価)</p> <p>第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他の関係法令の定めところに従つて収集されなければならない。</p> <p>2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第3十六号)に従つて実行されなければならない。</p>
<p>縫合部分での人工血管や自己血管の破損や管裂口による出血／血圧低下／心停止過剰で局部的な穿刺針による穿刺動脈瘤、人工血管周辺腫脹</p> <p>・人工血管または吻合部の狭窄あるいは血栓形成による閉塞</p> <p>・人工血管のギンギングによる閉塞あるいは血流低下</p> <p>・移植による多臓器不全あるいは脊髄麻痺</p>	<p>医療提供者／能力／知識が不十分医療提供者／能力／技術が不十分医療提供者／能力／経験不足医療提供者／能力／患者状態の把握が不十分</p>	<p>医療機器の製造販売承認申請について(平成17年2月16日薬食発第0216002号)第2の1</p> <p>医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について(平成17年7月20日薬食発第0720003号) ISO 14155 Clinical investigation of medical devices for human subjects</p>

対象品目(冠動脈用ステント)

第一章 一般的要求事項

基本要件	適用規格(JIS, ISO, IEC, etc)	ハザード(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE・ ユースエラー
(設計) 第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び経験を有し、並びにまた、必要に応じ、技術知識及び訓練を受けた使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び教育及ぼす場合に安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用者にあたつて第三者的安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性及び安全で許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されなければならない。	省令169号 ・JIS T14971			

(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保する場合、製造販売業者が許容される範囲内にあると判断されるよう、既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	JIS T 14971	(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	・省令169号	(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	・省令169号 ・JIS T14971
---	-------------	--	---------	--	------------------------

(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければなりません。	・省令169号 ・JIS T 14971	
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性には、起こうるもとのでなければならない。 第二章 設計及び製造要求事項	JIS T 14971	
(医療機器の化學的特性等)		
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	FDAガイダンス「インターベンショナルカーディオロジー・バイスの開発及び販売申請」— 1994年5月 「冠動脈ステントの承認申請に関する取扱いについて」(平成15年9月4日薬食審査発第0904001号通知) ISO 10993 「医療機器の生体適合性評価」 ASTM G61「鉄、ニッケル、コバルトベース合金の局所腐食傾向の繰り返し分極測定の試験方法」 ASTM G71-98 「電解液中でのガルバニ腐食試験の実施および評価の標準ガイドライン」	生物学的不適合 化学的ハサード(金属腐食)
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払わなければならない。	・省令169号	生物学的ハザード(バクテリア、ウイルス汚染)

		JIS T 14971	化学的ハザード
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用できる各種材料、物質又はガスと安全に併用でき、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されよう、設計及び製造されていなければならない。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。		JIS T 14971	化学的ハザード
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。			
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危险性又はその医療機器から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。			

(微生物汚染等の防止)

	生物学的ハザード(バクテリア、ウィルス汚染) ・省令169号 局方 エンドキシン試験
<p>第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。</p> <p>一 取扱いを容易にすること。</p> <p>二 必要な曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。</p> <p>三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。</p>	
<p>2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保存、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。</p> <p>3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならぬ。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。</p>	

4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ワイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。		
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	・省令169号	生物学的ハザード(バクテリア、ウイルス汚染)
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点での無菌であり、製造販売業者によつて指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようになされなければならない。		
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	・省令169号	生物学的ハザード(バクテリア、ウイルス汚染)
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	・省令169号	生物学的ハザード(バクテリア、ウイルス汚染)

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	(製造又は)使用環境に対する配慮)
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合せは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならぬ。	JIS T 14971 「医家向け医療用具添付文書の記載要領について」(平成13年12月14日 医薬発第1340号通知)	不適切な制限記載 未熟な医師による使用 ステント留置部でのIVUS 断裂 再挿入時にガイドイングカーテール内でステント脱落
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるよう設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性 二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性 四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性 五 検査体を誤認する危険性 六 研究又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性 七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	JIS T 14971 FDAガイドランク「インターベンションナルカーディオロジーデバイスの開発及び販売申請」— 1994年5月 「冠動脈ステントの承認申請に係る取扱い」について」(平成15年9月4日 薬食審査発第090401号通知)	バルーン吸縮不能 バルーン吸縮時間の遅延 ステント脱落

2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払つて設計及び製造しなければならない。			
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。			
(測定又)は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されなければならない。設計計画にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の過及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。
		5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならぬ。	